

介護老人保健施設野洲すみれ苑施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 医療法人社団 葦会 が開設する介護老人保健施設野洲すみれ苑（以下「当施設」という。）が、実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第 2 条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、各ユニットにおいて利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当施設では、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づいて、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。また、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行ない、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごせることができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第 4 条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 野洲すみれ苑
- (2) 開設年月日 平成 26 年 3 月 1 日
- (3) 所在地 滋賀県野洲市小篠原 490-1
- (4) 電話番号 077-588-3001 F A X 番号 077-588-3002
- (5) 管理者名 関根 尚之
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2551380021 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令及び滋賀県条例の定めるところによる。

- | | | |
|------|---------|-------|
| (1) | 管理者(医師) | 1人 |
| (2) | 医師 | 1人以上 |
| (3) | 介護職員 | 30人以上 |
| (4) | 看護職員 | 10人以上 |
| (5) | 支援相談員 | 3人以上 |
| (6) | 管理栄養士 | 2人以上 |
| (7) | 理学療法士等 | 13人以上 |
| (8) | 薬剤師 | 1人以上 |
| (9) | 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) | 事務職員 | 3人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者および業務の一元的管理、指導を行う。
- (2) 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、介護報酬請求、経理事務などを行う。

(入所定員)

第7条 当施設のユニット数は10ユニットとする。また、1ユニット各定員10名とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、機能訓練また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする

- (1) 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、特別な食事の費用、日常生活品費、行事参加費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に記載の料金に応じて支払いを受ける。

- (3)「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

（身体の拘束及び高齢者虐待防止等）

第10条 当施設は身体的拘束適正化のための指針を定め、身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、三月に一度以上の頻度で開催し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会での検討内容の記録を適切に作成し、結果について、介護職員その他の従業員に周知の徹底し、研修の機会を確保します。原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

- 2 当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、高齢者虐待防止のための指針を定め高齢者虐待委員会(委員会)を設置し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、年2回以上開催します。虐待等の発生の防止、早期発見を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会での検討内容の記録を適切に作成し、結果について、介護職員その他の従業員に周知の徹底し、従業員に対し、研修の機会を確保します。

（褥瘡対策等）

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第8条の規定に基づき、利用者の心身状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は午後1時から午後4時とする。（看取り時は柔軟な対応とする。）
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出・外泊は事前に届け出るものとする。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止する。
- ・ 火気の取扱いは厳禁する。
- ・ 設備・備品の利用は届け出るものとする。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは相談により決定する。金銭・貴重品は持ち込まない。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、可能とする。
- ・ 宗教活動は他の方のご迷惑にならないことを原則とする。
- ・ ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに避難、救出その他必要な訓練を行う。

- (1) 防火管理者には、介護部職員若しくは事務所職員を充てる。

- (2) 火元責任者には、事務所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は施設職員に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う。）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。
- (8) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条** 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第15条** 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(要望及び苦情等の相談)

- 第16条** 当施設には支援相談の専門員として、支援相談員もしくは介護支援専門員が勤務しており、利用者及びその家族からの相談を受ける。（電話 077-588-3001）
- 要望や苦情などは、担当者に連絡を頂き、速やかに対応する。「ご意見箱」も備え付け管理者に直接意見を伝える手段を確保する。

(職員の服務規律)

- 第17条** 職員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する

こと

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団堯会介護老人保健施設野洲すみれ苑の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員はこの施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害にその他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範

囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団董会介護老人保健施設野洲すみれ苑の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成26年3月1日より施行する。

この運営規程は、平成29年6月1日より施行する。

この運営規程は、平成29年7月1日より施行する。

この運営規程は、平成29年10月1日より施行する。

この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成30年6月1日より施行する。

この運営規程は、令和元年10月1日より施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和3年8月1日より施行する。

この運営規程は、令和4年5月1日より施行する。

この運営規程は、令和4年10月1日より施行する。

この運営規程は、令和5年11月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。

この運営規程は、令和6年8月1日より施行する。

この運営規程は、令和7年7月1日より施行する。

この運営規程は、令和7年9月17日より施行する。

この運営規程は、令和7年10月14日より施行する。

この運営規程は、令和7年12月1日より施行する。

この運営規程は、令和8年2月1日より施行する。

この運営規程は、令和8年6月1日より施行する。

この運営規程は、令和8年8月1日より施行する。